

(別添)

宇城市重度心身障がい者医療(重心医療)費助成の内容について

現行: 償還払方式

受給資格者は、医療機関受診後、領収書または医療機関からの診療報酬証明書(助成申請書中央の証明欄に記載・押印)を持参し、宇城市医療保険課に申請手続きを行う。その後、自己負担額を除いた額は、申請から約1~3か月後に受給者の指定口座に振り込まれる。

令和6年1月診療分から

これまでの償還払方式に加え、現物給付方式、自動償還払方式を導入します。

※健康保険の種類によって内容が変わります。

健康保険の種類	支払方式	医療機関窓口での徴収額
国民健康保険	現物給付方式 重心医療の自己負担額(入院:2,040円/月、外来:1,020円/月)までを支払う。	(自己負担額) 入院:1 医療機関 2,040 円／月 まで 外来:1 医療機関 1,020 円／月 まで ※調剤薬局や訪問看護ステーションでも 1,020 円／月までの徴収をお願いします(宇城市こども医療助成と同様の取扱い)。
社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)		※「宇城市重度心身障がい者医療費受給資格者証」(白色)の確認をお願いします(公費負担番号の記載があります。)。
後期高齢者医療保険	自動償還払方式 健康保険での自己負担額(1割~3割)までの支払は必要。その後、市への申請は不要で自動的に登録口座へ振込まれる。	これまでどおり健康保険証の自己負担額を支払う(1割~3割)。 ※「宇城市重度心身障がい者医療費受給資格者証」(白色)を所持されていますが、公費負担番号は***が表示されています(現物給付対象外です。)。

※外来の場合、同一月の処方医療機関と調剤薬局を合わせて重心医療の自己負担額が1,020円を超える場合は、受給資格者から市に助成申請が必要です。代理(家族・病院・施設等)での申請も可能です。1,020円との差額を助成します。